令和８年（フ）第１６１３号
東京都東村山市廻田町２丁目８番地４メゾンラフィネ202
債務者　松本　晴美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６８８号
東京都立川市柴崎町２丁目７番17号ヴェルト21　203号
債務者　池尻　義幸
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７４３号
東京都日野市落川1070番地リヴェージュ百草園402
債務者　関田　弘二
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７９０号
東京都西多摩郡瑞穂町南平一丁目９番地11セントラルムサシ211号
債務者　高野　信雄
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８５０号
東京都西東京市泉町５丁目11番16号
債務者　笛田　　航
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３８７９号
大阪府池田市畑３丁目５番22号　106号室、前住所大阪府池田市豊島南１丁目13番14―202号　レオパレスＫＡＺＵ
債務者　泉　　祐樹
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１５８号
大阪府八尾市高美町３丁目１番48号　グループホームエンネ
債務者　内野みれあ
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４６１号
大阪府守口市西郷通３丁目３番９号
債務者　小山　千耶
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７５１号
大阪市中央区北浜東１番14号　天満橋Ｄ’Ｓコート802
債務者　鈴木　勝明
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７９３号
大阪市住吉区遠里小野７丁目１番１号　レオパレスネイバーズＮ　201号
債務者　田中　健二
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８４２号
大阪府大東市氷野１丁目14番11号　グループホーム希音
債務者　小寄茉里恵
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９６２号
大阪府枚方市翠香園町６番17号
債務者　冨田　康介
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９８７号
大阪市港区磯路１丁目３番18号　ＧＲＡＮＤ　ＥＬ　Ｋ　504号、前住所滋賀県米原市中多良603番地１　サンビレッジ米原　401号室
債務者　中橋　賢人
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０２１号
大阪府守口市藤田町３丁目30番２号
債務者　Ｓ・Ｋ配送こと　河野　清一（旧姓古賀）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１０３号
大阪市生野区生野東２丁目14番９号
債務者　池田　勝裕
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２１３号
大阪府吹田市山手町４丁目27番15号（102）
債務者　大賀　啓義
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２２１号
大阪府吹田市五月が丘南１番36号　（301）
債務者　中津　優子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部